

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和 2 年 7 月 22 日）は、次のとおりである。

経済産業省

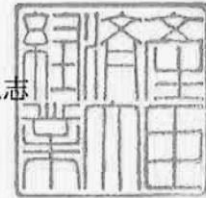
20200130保第24号

令和2年7月22日

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



日本風力エネルギー株式会社「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年1月30日付けで届出のあった「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電設備及び付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）に係る具体的な事業計画が、明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電設備等所が稼働中又は工事中であり、累積的な環境影響が懸念される。  
既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報も活用し、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、重要な動物の生息地となっている可能性があり、渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は低減すること。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、「八重の棚田」などの主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念されることから、鹿児島市の「八重の棚田地区景観計画」（景観法（平成16年法律第110号）に規定する景観計画）に基づき、眺望点を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行い、景観への影響を回避又は低減すること。